

植民地台湾における業界団体

——「台北茶商公会」の歴史的意義——

河原林 直 人

はじめに

日本における旧植民地の考察は、植民地固有の経済的状況よりも、むしろ日本内地経済の動向から論じられる傾向があり、分析の主眼は日本の「国民国家」形成に果たした役割を解明することにあった。この観点は、日本本国の利害を植民地の評価基準としたため、現地経済に立脚した評価とは隔たりがあった。ましてや植民地経済の構成要素である現地人経済勢力に関しては、機械的に日本への「従属」と見なされ、具体的な分析すら行われてこなかった。更には、植民地経済は構造的に日本経済に連動して展開するという前提が存在しているが故に、植民地独自の経済的要因や利害関係を主眼に据えた分析が行われなかった。

それ故、植民地台湾経済に関する研究も、日本の利害に基づいて展開された米糖業に焦点が当てられてきた。そこで示される植民地台湾および台湾人資本に対する評価は、押し並べて日本経済への従属的側面の強調であり、国際的な経済関係は捨象されていた。しかし、拙著¹⁾で述べたように、アジア地域における貿易の展開に台湾が直接関係を持たなかったのではない。「台湾人」(以下、括弧省略)²⁾は、日本経済との関係だけでなく、華僑を通じてアジア経済の動向にも関わっていた。他方、台湾人資本が如何にして現地経済の「裾野」を担っていたのかという課題については、上述の如き方法論およ

び資料的制約から検討課題とはなりにくいものであった。しかし、日本の植民地政策が台湾に与えた影響をみる場合、実際に、日本による台湾の「植民地化」に、台湾人が如何なる対応を迫られたのかをみる必要がある。それは、当該期における台湾経済において、様々な領域で台湾人が台湾経済を支えていた側面を改めて意識することにも繋がるであろう。

本稿で対象とする台湾茶業は、植民地期に入ってから、台湾人が主体となって展開された産業であり、かつ対外貿易によって国際的な広がりを見せた。この台湾茶業に関する研究は、主に産業構造やその変遷に考察の焦点が当てられていたが、茶輸出の展開に重要な役割を果たした茶貿易商人(以下、茶商と略す)そのものの実態解明が進んでいない。林滿紅の先駆的な研究³⁾によって、有力茶商と華僑および日本政府に対する動向が明らかにされたが、当時の台湾茶業界全体の動きや台湾総督府(以下、総督府と略す)の対茶業政策に関する実証が課題として残されている。そこで本稿では、拙著で触れた事柄をも含めて、台湾茶業に大きな影響を与えた「臺北茶商公會」⁴⁾(以下、公会と略す)の歴史的意義について補足的に再考してみたい。

資料の制約上、植民地期台湾に関する多くの研究が、総督府や日本側の発行した資料に大半の情報を依存していることは現在も変わらない。それは、民間側が残した資料の絶対的な少なさを示している。その中であって、台湾最古

の同業組合の一つである公会が『組合沿革史』⁵⁾ (以下、『沿革史』と略す)や機関誌を残しているのは極めて貴重である。公会の資料を用いることで、行政側から見た当時の状況に接近するだけでなく、民間側の立場をも含めた多様な側面を明らかにできる可能性がある。従って、民間経済団体の動向を明らかにするという点においても公会の存在は検討に値する⁶⁾。

また、こうしたアプローチは、茶商個人々の活動だけではなく、公会という「業界団体」が会員の「共有スペース」として果たした役割にも接近できよう。

1. 公会設立までの概略

公会は、台湾茶業に従事する台北市近郊の茶商が中心になり、1915年に同業組合として設立された。公会は業界の代表として活動を行い、茶商の意思決定を反映させたことから、台湾茶業における茶商の影響をみるには適切な対象である。同業組合は、設立から諸活動に至るまで総督府の許認可を必要とする、法律に基づいた団体であり、従来まで説明困難であった行政と業界の関係にも考察の範囲を広げることができる。

まずは、基本的には拙著の記述と重複するが、公会の歴史を概観してみよう。台湾茶業に関する最初の業界団体は公会ではない。既に日本の領台以前の1889年に台湾巡撫劉銘傳が産業振興を目的とした「茶郊永和興」の設立を茶商(＝烏龍茶商)に働きかけた⁷⁾。「茶郊永和興」の設立理由は以下の通りである。対外的には、興隆著しい台湾茶業において輸出茶の不正(粉茶や不良品の混入による斤量水増しや品質の詐称)が頻繁に行われており、海外における台湾茶の評価低落防止の観点から茶商の自覚を

促すために自律的な団結が必要であった。また、対内的には飛躍的な成長を続ける茶業の更なる発展を期待して様々な便宜⁸⁾を提供するためであった。

当時の台湾北部における輸出の大部分を占める茶は、毎年政府に納める輸出税額が他の輸出商品を圧倒しており、最も重要な税収源の一つであった。すなわち、行政側は「茶郊永和興」の設立によって、「更なる輸出の拡大」＝「収税の増加」を狙ったのである⁹⁾。他方、包種茶商の組合として「茶帮金和協」¹⁰⁾が存在していたが、こちらは名称が記録されているのみで、その詳細は不明である。その後、1895年の下関条約により台湾が日本の植民地となり、「茶郊永和興」は1898年に任意組合「臺北茶商公會」(以下、任意組合と略す)に改称された。その際、「茶帮金和協」も任意組合に統合されたことから¹¹⁾、統一的な団体は任意組合が最初であったと見なせる。当時、主体となって活動したのが、呉文秀¹²⁾、郭春映¹³⁾、陳朝駿¹⁴⁾であり、彼らは任意組合の会長を歴任した¹⁵⁾。しかし、1898年から1911年までの任意組合に関する記録は皆無に等しく、「茶郊永和興」の業務をそのまま継承していたと言われている¹⁶⁾。

1-1. 任意組合設立の経緯

詳しくは拙稿¹⁷⁾に譲るが、任意組合の設立および関係者の行動は、その後の台湾茶業界の行く末を大きく規定する契機となった。拙著において、植民地期における茶商の変遷、すなわち華商から台商への主導権移動については、台湾の日本領有によって台湾海峡に「国境」が出現したためと記した。しかし、谷ヶ城秀吉は、この説明では不十分であり、台湾島内における経済的条件の変化から説明すべきと指摘した¹⁸⁾。この指摘を否定するつもりはないが、拙著で触

れられなかった事柄について補足的に説明しておきたい。

任意組合の初代会長となったのが郭春秧である。オランダ領東インドに本拠を置く郭春秧は、1888年から台湾で包種茶貿易に従事した当初、紛れもなく華僑であり、茶商としては新参者であったと言える。その「外来者」である郭春秧が、何故一任意組合とはいえ一台湾茶業界の団体トップとなり得たのであろうか。ここに茶商の勢力図を一変させた鍵がある。日本の領台後、「台湾籍民」となった郭春秧は、1919年に勳五等雙光旭日章の叙勲を受けた。その際に添付された叙勲調書に記された郭春秧の経歴および活動をみると、当時の大凡の経緯がわかる。

すなわち、任意組合の設立は、「督府〔台湾総督府：引用者〕ノ勧誘ニ依」るものであり、郭春秧が「臺北ノ同業者ヲ誘導シテ茶商公會ヲ組織シ推サレテ會長トナリ」、業界再編に主導的な役割を果たしたというのである¹⁹⁾。従って、郭春秧が非常に早い段階から総督府と関係を有していたと考えられる。そして、以下の記述が決定的な意味を持つ。

「親シク官憲ニ謁シテ誠意ヲ表シ自ラ進ンテ我國籍ニ入ランコトヲ請ヒ其ノ許可ヲ受クルヤ當時厦門ニ本店ヲ有シ多年臺北ニ於テ茶業ニ従事セシ支那商六十餘名ヲ勧誘シ相率キテ我國籍ニ入ラシム現今臺北大稻埕ニ在リテ斯業ニ従事スル有力者即チ是ナリ（下線引用者）」

任意組合の設立当時は、総督府が植民地化に着手しつつあったものの、他方で抗日ゲリラとの戦いが継続しており、未だ安定的な統治が達成できていなかった。その中にあって、進んで恭順の意を示し、総督府に協力的であった郭春

秧を当局側が評価しなかったとは考えにくい。ましてや日本資本が全く入る余地の無かった当時の茶業において、総督府とのチャンネルを有していた郭春秧は、貴重な存在であったと言える。茶は台湾最大の輸出商品であり、日本本土が欲していない商品ではあったものの、その経済的価値は無視し得るものではなかったからである。

ここで浮上する疑問は、郭春秧が、既存茶商（華商）とは異なり、総督府に接近した理由である。これも詳細は拙稿²⁰⁾に譲るが、その理由は偏に「台湾籍」²¹⁾の獲得にあったとみて差し支えない。包種茶貿易の振興は、そのための「手段」であった。郭春秧は、「台湾籍」以外にも、オランダ・イギリス・中国の国籍を有しており、彼が持つ複数の経済拠点毎に有利な待遇が得られる国籍を選択して活用していたのである²²⁾。オランダやイギリスの国籍とは異なり、兵役や相続に関する問題が存在せず、また日本の条約特権をも適用される「台湾籍」は、郭春秧にとって非常に「魅力的」な属性であった。

1900年、郭春秧は、「商標登録事件」において、従来は各茶商の共有物であった商標を「窃取」することで、既存華商の活動余地を大きく狭めた。そして、叙勲調書にあるように、自らの賛同者を多数「帰化」させて、一大勢力を築いたのである。従って、賛同者への見返りが「台湾籍」であったこと、それを得られるだけの当局との繋がりを有していたことがうかがえる。

拙著で述べた、茶商の主導権移動が「国境」の出現によってもたらされたとの記述だけでは不十分の誹りは甘受せざるを得ないが、清末から活動していた華商が後退して、新たな茶商（台商）が現れた現象は、こうした郭春秧の動きが契機となったのであり、任意組合期の茶業を支えた茶商達は、郭春秧に率いられた、「台湾籍」

を獲得した元華商であった。この変化は、台湾が日本に領有されたことによって現れた変化であったと言える。

1-2. 公会設立の経緯

1914年10月26日、府令第70號「臺灣重要物産同業組合法に關する律令」、同施行規則が發布された。それに伴い、任意組合は1914年12月11日に同業組合設立の申請書を台北庁に提出した。その申請書には代表者陳朝駿以下33名の署名がなされている。署名から「茶郊永和興」時代以来の茶商は李萬居²³⁾、陳瑞星、陳瑞禮、陳大珍²⁴⁾、陳朝駿の5名が確認できる。

台北庁は、任意組合の申請を受けて、臺北庶殖第5244號を以って同業組合創立委員を選定するが、その中には申請書の署名者以外の人物も含まれていた。それ故、同業組合設立に関する担当者選定の経緯に不明な点が残るが、詳細については定かではない。また、申請書には、大茶商と言われた前出の郭春秧や呉文秀の名は見当たらない。ただし、郭春秧や呉文秀²⁵⁾が完全に無関係だったわけではない。郭春秧は親族の郭漢泉を公会役員に送り込んでおり、呉文秀も創立名簿に名を連ねているからである。また、公会会長となった陳朝駿は、これまでの経緯に鑑みて、郭春秧と行動を共にして「台湾籍」を獲得したと推定される。陳朝駿の取引高は、郭春秧のそれに次ぐものであり、包種茶商の中では突出した存在でもあった²⁶⁾。

実は、同業組合の長は、任意組合とは異なり、台湾に本拠を置く「台湾人」であることが求められた²⁷⁾。この条件に郭春秧も呉文秀も該当しなかったため、彼らは公会の役員になれなかったと考えられる。それ故、郭春秧は郭漢泉を「代役」として送り込み、間接的に影響力を維持したと思われる。

その後、当局側の修正命令（後述）に従って公会定款を訂正し、1915年3月19日の再提出によって申請手続を終了する。それに応じて1915年4月14日に総督府指令第31656號により公会定款が認可された。認可を受けた創立委員は、続く同月29日に第1回総会を開催し、同業組合臺北茶商公會が発足するのである。

上述の如く、公会の設立経緯を検証してみると、そこには新旧茶商間の角逐を垣間見ることができる。総督府の保護無しに輸出を行うという従来の路線ではなく、公会設立による総督府との協調関係を形成し、更なる茶業振興の模索、具体的には基盤が整っていない包種茶業の振興を試みたのである。そして、その担い手は、旧来の福建・広東省に本拠を置く華商ではなく、台湾に本拠を移して「台湾籍」を獲得した茶商達であった²⁸⁾。言い換えれば、公会の設立は、従来主流であった烏龍茶商ではなく、勃興しつつある包種茶商の利害が如実に反映されたのであり、業界内部における主導権移行を体現した現象でもあったと言える。この新興茶商、すなわち包種茶商の主導によって公会が設立されたことは、後の公会の活動内容に鑑みても明らかである。

2. 公会設立の背景と利害

1910年代の台湾茶貿易を概観すると、当時 は19世紀後半から輸出の大半を占めていた英米向け烏龍茶が、インド・セイロン紅茶の進出によって減少傾向を辿り始め²⁹⁾、中小規模の烏龍茶商は経営困難に陥っていた。一方、東南アジア向け包種茶の輸出も漸く軌道に乗ったにすぎない時期であった。それ故、全体的な趨勢として、茶業の衰退が懸念された時期でもあった。それ故、何らかの打開策を講じるべく危機意識

が創出されたのは自然なことである³⁰⁾。

商品の競争力強化は、品質向上とコスト削減が最重要課題である。しかし、従来の如く商品管理を茶商の自由意志に任せていては実現困難な課題であり、また流通コストのかさむ商慣習を簡単に変えることもできなかった。しかも、任意組合は強制力を伴う権限を持たないために実効が上がらなかったと言われている。ただし、後述するように、根本的な改革を茶商が望んでいたかどうかは疑わしい。それ故、総督府は、大本の茶葉の品質について改善を試みるべく対策を講じ始めたのである³¹⁾。従って、商業面においては、依然として茶商の活動が制約されたわけではなかった。

ここでは、先に触れた、公会設立に至る茶商の動向を具体的に考察してみよう。公会設立の際の定款原案は確認できなかったが、『沿革史』の中に、総督府による公会定款修正命令の一部がある³²⁾。まず、修正命令の中に「組合事業トシテ取引上ノ弊害矯正ニ關シ規定ヲ設クルノ必要ナキヤ」³³⁾との見解が第一に挙げられている。つまり、当局側は組合が一定のルールを設けて茶業の管理監督を行うべきという認識を持っていた。言い換えれば、複雑な旧慣を廃して合理的な取引制度の導入を求めていたのである。次に「役員ハ職業ノ何レニ属スルヲ問ハズ漸次高點者ヲ以テ之ニ充ツル旨ヲ規定セルモ……副組長ハ番莊及舗家ノ内ヨリ各一名宛ヲ出シ之ニ充ツル旨ヲ規定ス兩條ノ間ノ運用ト衝突ヲ來スベシ相當訂正スベシ」³⁴⁾とあるように、円滑に意思統一が可能な組織形態を要求している。実は、この条文に茶商側の公会設立に対する「思惑」が反映されている。

公会の意思決定を行う上で、主たる構成員である番莊³⁵⁾と舗家³⁶⁾の利害を調整するために、各々役員を輩出することは当然であるが、それ

にもかかわらず、「高點者」³⁷⁾を役員に就任させると定款には規定されていた。このような規定を設けたことは、公会の首脳陣に何らかの意図があったと考えられる。わざわざ定款に盛り込んだ「高點者」とは、包種茶商を意識していたものと思われる。なぜなら、公会の運営資金の多くを包種茶商が支弁するため、自ずと包種茶商の得票数が高くなる可能性があったからである³⁸⁾。すなわち、任意組合から同業組合への改組に際しても、包種茶商が主導権を握ることを既定路線と考えていたことを示唆している。

こうした包種茶商の利害に偏重した行動は、当然ながら、既存の烏龍茶商にとって望ましくないものであった。無論、それは任意組合期から存在していた問題でもあり、それを示唆するのが業者間での「意思疎通」の問題であった。領台初期は茶商の多くが大陸に本拠を持っていたため、台湾に常時滞在しておらず、意思疎通を図るだけでも円滑さを欠いていた³⁹⁾。従って、当時の任意組合には、全ての茶商、とりわけ烏龍茶商が参加していなかった可能性が高いだけでなく、当時の茶業界において、主流派としての存在感を持つに至っていなかったことをもうかがわせる。なお、包種茶商にも同様の問題があったが、こちらは、前述の通り、郭春秧が多くの華商に「台湾籍」を獲得させたため、専ら烏龍茶商の問題であったと捉えられる。

「陳朝駿氏創立委員として委任を受けたりと雖も、會員中には支那國籍の者多數介在せる……事實此等支那茶商は製茶期以外は廈門又は福州に歸省するを恒例とせる爲め、容易に纏めがたき事情もあり、傍た官廳側との折衝の結果當局の意ある處を察知し、越えて十五日舊來の臺北茶商公會解散届を提出せし」(下線引用者)⁴⁰⁾。

拙著でも触れたが、清末から領台初期にかけて営業していた茶商総数252家の内、公会設立時に確認できた商號は15家にすぎない⁴¹⁾。また、領台直後の有力包種茶商(16名)を記載した資料もあるが、彼らは全員公会に参加していない⁴²⁾。中でも李萬居や蘇樹林⁴³⁾以上の大茶商であった李春生⁴⁴⁾の名が見当たらない。特に領台初期にかけて資本金5000円以上を有していた大茶商33家の中で、公会に参加した茶商は「永裕號」「福建昌號」「永順隆」「義吉號」の4家のみである⁴⁵⁾。そもそも、彼らが任意組合に参加していたかどうか不明である。従って、有力茶商が全て公会に参加していたのではないことがわかる。むしろ、有力茶商の大半が公会に参加しなかったとみてよい。

ここで注目すべきは、茶商を「容易に纏めがたき」状況を打破するために、陳朝駿等が一おそらく郭春秧との連携のうで—総督府の「権力」を利用したことである。陳朝駿等任意組合の首脳陣は、総督府の支援による同業組合化を通して全ての茶商を公会の下に統一しようと試みたのである。

そして、もう一つ重要なことは、公会設立の中心となった茶商が包種茶を扱うグループに属していたことである。繰返すが、清末から活動していた大茶商は、ほとんどが烏龍茶商であり、彼らは公会に参加していない。公会が設立される1910年代は、茶業における主導権が福建・広東省に本拠を置く華商から、台湾に本拠を置く茶商(以下、台商と略す)へと移行する過渡期であった⁴⁶⁾。すなわち、公会の設立は、領台以前から活躍していた華商(烏龍茶商)、とりわけ総督府との協調的な関係を求めない勢力の排除を決定的にした。既に述べたように、公会に参加しなかった茶商は、その多くが烏龍茶商であり、かつ相当の資本を有する者も含ま

れていた。しかし、郭春秧や陳朝駿を例外として、新興勢力である包種茶商は、未だ輸出も端緒についたばかりで確固たる活動基盤を持っていなかった。それ故、陳朝駿らは総督府に接近することで対抗勢力の排斥を目論んだ。後の茶業の展開を見れば明らかな通り、公会に参加しなかった華商は、その後の記録には誰一人として名前が出てこないのである。

こうした茶商の「入れ替わり」は、前出の、任意組合期に発生した、郭春秧による「商標登録事件」⁴⁷⁾が契機となった。その結果、既存の有力茶商が撤退を余儀なくされたのであるが、同業組合化は、その動きに拍車をかけたのである。無論、台湾に本拠を置く烏龍茶商も存在していた。彼らは、「主流派」であった華商が撤退することによって、自らのシェアを拡大することが可能となる。その限りにおいては、郭春秧等の動きに同調して公会に参加することは差し支えなかったと考えられる。ここに「意思疎通」の問題が解消に向かう可能性を拓くことができたのである。

すなわち、先の引用にある傍線部、「當局の意ある處」とは、同業組合設立を契機とした、大陸に本拠を置く商人の排除ないしは本拠の台北移転を示唆している。何故なら、従来まで行政の強い干渉を受けない形で展開されていた業界を、同業組合を通して監視可能な体制に移行させられるからである。これは植民地における経済政策上当然の考えであった。

3. 公会の活動

では実際に、公会の活動はどのようなものであったのであろうか。任意組合に関する資料は、組合の機関誌である『臺灣茶業月報』(以下、『月報』と略す)が残されている⁴⁸⁾。『月報』は、

1912年の任意組合再編⁴⁹⁾を契機に創刊されたものである⁵⁰⁾。この『月報』から当時の任意組合の活動内容、または茶商の関心事を窺うことができる。また、公会の活動については、『沿革史』の他に公会機関誌である『臺灣之茶業』(以下、『茶業』と略す)に詳しく記されている。ここでは公会の基盤が形成される1910年代後半から1920年代前半までの期間に焦点を当て、茶商の動向を概観してみたい。この時期は初代公会長である陳朝駿の在任期間であり⁵¹⁾、公会設立から活動基盤整備に至るまでの茶商の利害関係が現れているからである。

3-1. 台湾島外での活動

先に触れたように、任意組合の設立は、郭春秧を始めとする包種茶商の利害が反映されたものであった。当然ながら、任意組合の活動も明確にその傾向を見せていた。事実、『月報』に初めて記された活動は包種茶に関するものであった。また、任意組合の役員会決議の中に、「出願中ニ在ル包種茶販路擴張費補助ノ件ニ付テハ本公會責任者親シク官廳ニ出頭シ重ネテ之ヲ陳請スル事」⁵²⁾の項目が見られる。更に、包種茶の販路拡張のため、有望市場に人員を派遣した形跡もある⁵³⁾。そして、包種茶の主要輸出先である爪哇への直行便開設を求める意見も掲載されており⁵⁴⁾、任意組合としての活動は、明らかに包種茶輸出の環境整備に比重が置かれていた。

一方、烏龍茶に関しては粗悪茶の取締を当局と共にに行い、取引及び商品製造に関する不正に対して強硬な姿勢を見せている⁵⁵⁾。また、1913年7月の市況報告で烏龍茶の深刻な不況の情報を掲載しているが⁵⁶⁾、それに対する支援策は全く見られない⁵⁷⁾。このことから、任意組合期から既に包種茶振興を重視した姿勢が取られていたことがわかる。

その後公会の設立によって『月報』は廃刊され、新たに『茶業』が1917年9月に創刊されるが、ここでも包種茶に関する記事が比較的多いと言える⁵⁸⁾。これには別の理由も加味されている。第一次世界大戦勃発以降の茶需要急増によって飛躍的に東南アジア方面に輸出を伸ばした包種茶であるが、なかでも最大の輸出先であったオランダ領東インド(以下、蘭印と略す)において、1918年に国内産業保護政策の一環として外国茶の輸入が禁止された。輸出の大部分を蘭印に依存していた包種茶業にとって、この事態は死活問題であった。この危機に際して、公会は、直ちに総督府及び台北庁に陳情を行い⁵⁹⁾、呉文秀と堤林數衛⁶⁰⁾を派遣して⁶¹⁾、スマラン茶商公会長に就任していた郭春秧と共に蘭印政府との折衝に当らせた。その他、台湾銀行や在バタビヤ日本領事館にも働きかけ、輸入禁止例撤廃の一大運動を行ったのである⁶²⁾。

調査の結果、禁輸を蘭印当局に働きかけたのは、爪哇茶業者が組織する「茶業同盟会」なる組織であり、不振にあえぐ爪哇茶業の救済を嘆願した結果であることが判明した。そのため、包種茶を愛飲する華僑や現地人の反発を招き、蘭印当局は包種茶に限って輸入許可を出した⁶³⁾。最終的には運動が功を奏して翌1919年には禁輸命令そのものが撤回されるが、郭春秧や呉文秀等が現地と台湾の業界団体の代表として総督府や蘭印当局と折衝し、成功を収めた事実は留意すべきである。このような政策に関わる問題は、茶商の単独活動では到底解決し得なかったからである。その意味では公会の存在意義が最も認められた活動の一つであったと言える。

この禁輸撤廃運動における公会の姿勢について、上述の総督府への陳情に用いられた書簡の中に興味深い一節がある。「今回の禁輸に因り

絶滅せんとする包種茶をして是を烏龍茶とし米國に輸出せんことは徒らに外商をして利を爲さしむるに過ぎずして包種茶商の窮状は何ら選む處なき』⁶⁴⁾と書かれているように、あくまでも包種茶の輸出振興を欲していたことが示されている。更に言えば、当時烏龍茶も最大輸出先である米国においてインド・セイロン紅茶にシェアを奪われて苦境に立たされていたにもかかわらず、公会は何ら救済に奔走する動きを見せなかった⁶⁵⁾。

その2年後の1920年、米国市場の不況によって烏龍茶輸出は史上最悪の落ち込みを見せた⁶⁶⁾。この危機を打開するために、烏龍茶業の救済を総督に陳情した記録が残されているが、陳情の主体となったのは公会ではない。公会の活動とは別に烏龍茶商が糾合して陳情したのである⁶⁷⁾(後述)。従って、公会の活動が烏龍茶と包種茶業双方に均衡の取れたものではなかったことがうかがえる。

3-2. 台湾島内での活動

島内において公会が果たす役割は、主に商取引における調整と紛争調停である。特に注目したいのは烏龍茶取引方法の改善に果たした公会の役割である。1922年に出された「再製烏龍茶聯合販賣意見書」をみると、複雑極まりない製茶の流通経路を簡素化しようとしたことがわかる⁶⁸⁾。従来、茶館(番莊)と洋行(英米烏龍茶輸出商社)の間に、經手人なる仲介業者が介在していた。經手人は、自己の利益獲得のために種々の詐欺的行為を行うことから争いが絶えなかった。そこで公会は、經手人を排除して茶館からの再製茶を一手に引き受け、公会の責任の下に洋行との取引を行う形に改めた。

更に、製茶売買価格の計算を銀建で行っていた形を金建計算に改めた。すなわち、従来は商

品の代金支払時に、金100円に対して銀95円の比率で換算されて、洋行から茶館へ銀建価格で支払われていたが、それを金建に改めることで価格計算の煩雑さを解消すると共に、金銀相場の変動に左右されない取引を形成したのである⁶⁹⁾。公会は、これらの手続や売買斡旋を無料で行った⁷⁰⁾。当時の茶業関係文献には、烏龍茶取引が単に台湾の金本位制移行に伴って金建計算に変更されたと記されているが、実は公会が一元的に商品を取り扱うことで実現した取引形態なのである。

台湾茶の取引価格計算は煩雑であり、英米洋行が常に改善のための助力を総督府に求めている「旧弊」である。しかし、その一方で、包種茶の取引価格換算については、改善したという記述が一切見られない。取引計算の弊害は包種茶も同様であり、烏龍茶のみの改善は不自然である。しかし、包種茶の取引は依然として銀建計算による売買がなされ⁷¹⁾、この慣習は変わることなく続けられた⁷²⁾。王進益氏(元文山茶行大連支店長)の証言によると、慣習による銀建相場と台湾銀行が設定する金銀相場のいずれか有利な相場を元にして取引を行う方が多く利潤を獲得できたからだという。以上のことから、包種茶の取引計算方法には改善を求める動きが見られなかったこと、そして総督府が強制的かつ全面的な旧慣の打破を企図していなかったことがうかがえる。

その他、創立当初(1915年)の予算内容から公会の活動を概観してみよう。1915年度の総支出は5435.30円であり、項目別で最も大きい支出は事務所費3718円であった。その中で人件費が2220円を占めている⁷³⁾。しかし、この人件費は顧問及び書記への給与と記されており、役員は無報酬であった。事務所費の中で注目すべきは、「不正茶粗悪茶ニ關スル密告者賞

與」である。この項目が存在することからも、品質向上が課題であるという認識は存在していたと考えられる⁷⁴⁾。

人件費以外で最も大きい支出は事業費1000円であり、その内容は、「製茶販路擴張及海外商況調査費」である。この販路拡張や商況調査に関する成果は、機関誌上で逐一紹介されている。しかし、調査に関して専門家でない公会が単独で満足な成果を出し得たのではない。公会の職員は、総督府の調査員と共に調査に赴いたのである⁷⁵⁾。従って、総督府殖産局が発行した茶業関係の報告書が調査結果であるとみても差し支えない⁷⁶⁾。その調査範囲は、中国大陆から爪哇、英領インド、セイロン、フランス領印度支那、暹羅、海峡植民地等に互り、輸出振興の努力が払われていたと言えよう⁷⁷⁾。また、内地でも沖縄は従来福州茶の独占的市場であったが、辻利茶舗の三好徳三郎⁷⁸⁾が沖縄県知事と折衝した結果、沖縄の茶需要を全て台湾茶（包種茶）で賄うことに成功した⁷⁹⁾。しかし、その詳しい経緯は記録されておらず、その事実が伝えられているのみである⁸⁰⁾。

ここでも注目したいのは、公会の調査範囲が、英領インド・セイロンを除くと、ほとんどが包種茶需要地に関する商況調査ということである。勿論、烏龍茶のほぼ唯一の市場である米国の情報も逐一掲載されているが、公会員が直接訪れて調査したものではなく、在米の商社や領事館の報告の転載がほとんどである。ここでもやはり包種茶関係に重点を置いており、こうした一連の活動から公会の性格が垣間見られる。

4. 公会と総督府の関係

前節までに述べた内容で公会のおおまかな性格を描写した。ここでは公会の活動に関連した

範囲の中で監督官庁である総督府の動向、そして公会の総督府に対する態度について触れてみたい。

4-1. 総督府の茶業関与

植民地台湾における組合の諸活動及び解散と設立は、総督府の許可が必要であった。実は、任意組合も例外ではなく、組合総会の開催に当たって当局への臨検・挙行届の提出が必要とされていた⁸¹⁾。従って、法令に基づく団体として発足した公会は、当然ながら、総督府の関与の度合いが大きい。端的に表れているのは、1920年代に入ってから総督府及び台北庁の動きである。公会は、1921年の総会（第9回定期組合会）において「代議員の任期満了に就き其の選挙に移つたが州知事から指命さるゝ様」⁸²⁾に依頼した。会員による選挙ではなく任命制を導入したことは、当局との関係（もしくは監視）の強化を意味する。しかし、任命された代議員の一覧を見ても、単に監視目的の行政官僚を送り込んでいるわけではない。その後の公会人事に関しても、茶業とは無関係な官僚が送り込まれている形跡はほとんどない。しかし、常に当局側との接触を図る制度の形成は、公会と当局の協調路線を具象する事例の一つとみなすことができる。

大正年間における総督府の対茶業政策を概観してみると、そこには明確に特徴が現れている。すなわち、圧倒的に烏龍茶振興の政策が重点的に実施されていた。その内訳は、多くが見本品配布、新聞雑誌の広告、博覧会の喫茶店経費補助である。しかし、政策項目の違いが1919年を境に確認できる。1920年には茶業取締規則が施行され、23年には総督府茶検査所（以下、検査所と略す）と総督府台湾茶協同販売所（以下、販売所と略す）が設置されたことからわ

かるように、1920年以降は烏龍茶の対外的宣伝よりも、茶葉生産への関与に比重が移っている。

ただし、総督府の対烏龍茶政策は大正年間を通じて一貫して行われているものの、既存の烏龍茶商に対する支援があったわけではない。米国や英国に関する宣伝や補助などは、烏龍茶輸出に従事していた三井物産と野澤組に実務が委託されており、唯一明示的な包種茶支援である北清包種茶販路拡張補助に関しても、在来の包種茶商ではなく鈴木商店に委託されていた。公会への直接的な補助も各博覧会における喫茶店経営に関する補助金の交付が確認されるのみである。このような傾向から、総督府の対茶業政策は、日本資本に対する資金援助を中心としたものであったことがわかる。

次に、台湾茶業に大きな影響をもたらしたと言われる検査所及び販売所について言及してみたい。検査所と販売所は双方ともに1923年に設立された公的機関である。検査所の設置により、検査所の検査に合格しない茶は輸出許可が得られない制度に改められた。また、販売所の設置によって農家から茶商まで仲介業者を通すことなく商品が流通するように合理化を試みた。従来まで全く放任状態であった輸出茶の品質検査及び茶の流通について、何故この時期に総督府が対策を講じたのであろうか。総督府は、まず1920年11月27日に府令第173号により「臺灣茶業取締規則」（以下、規則と略す）を公布する。この規則中で制定されたのは二つの事項である。一つは粗悪茶の製造売買禁止。もう一つは腐敗茶を製薬原料に提供可能としたことである⁸³⁾。

この規則は、主に1920年の烏龍茶輸出における不振の一因であった粗悪茶輸出を防止するための対策である。さらに腐敗茶の転用処理を

可能にしたのは、買付さえされなかった農家の膨大な在庫処理を念頭に置いていた。このような政策は従来見られなかったものであり、検査所設置に先立って規則が発布されていることも注目できる。前述の通り、1919年から20年は、総督府の対茶業政策の内容が変化し始めた時期でもある。

しかし、これらの新たな政策は、先に触れた、烏龍茶の輸出不振に対する救済陳情が功を奏した結果と言えるのであろうか。台北州は、規則制定の後、烏龍茶の滞貨を「格安」で島内消費に転用した⁸⁴⁾。具体的には、カフェイン原料として製薬会社に売却したのである⁸⁵⁾。つまり、これらの政策は明らかに農家の救済が目的であった。前節で触れたように、総督への陳情の主眼は、未曾有の大不振にあえぐ烏龍茶商の救済である。烏龍茶商は、陳情の中で、地方農家から茶商や金融機関及び関係官庁等の総力を結集した「台湾茶業協会」⁸⁶⁾を設立して、一致団結して事態の打開を求めることを嘆願したが、総督府の対応は彼らの希望とは全く異なっていたと言わざるを得ない⁸⁷⁾。

留意しておきたい点は、公会が業界の代表として陳情するのではなく、烏龍茶商が独自に陳情に赴いていることである。この経緯から、公会が烏龍茶商を十分にサポートしていなかった事実が浮かび上がる。それ故に烏龍茶商は「台湾茶業協会」なる組織を設立して烏龍茶商が支援を得られる環境の実現を訴えた。しかし、結果的に実施された政策は茶農救済策であった。このことから、当時は官民一体となった茶業振興がほとんど実現していなかったと言える。そして、総督府の新たな政策が生産面へのシフトであったことは明らかであった。

いずれにせよ、結果は別として、総督府が茶業に対する具体的な政策を打ち出したのは大き

な変化である。その後、総督府殖産局内に茶業課が新設され、茶業に関する専門家によって検査所及び販売所が設置・運営されることになる。すなわち、田辺一郎・谷村愛之助・藁科正忠・宮永栄治・井上房邦などの茶業専門家が特産課、検査所、茶業試験場において台湾茶業の振興に尽力していく環境が作り上げられたのである。彼らの活動は、台湾茶の品質向上に主眼が置かれており、常に茶農や茶商との接触を持っていた。そして、その「成果」として、1930年代に「満洲国」が成立する段階において、官民一体となった満洲向包種茶の開発を行い、大量の包種茶輸出を実現させることになる。

4-2. 公会の態度

一方、総督府の関与に対して、公会（包種茶商）は如何なる対応を見せたのであろうか。当局側との協調路線を体現する公会が、総督府の関与に対して明確な反対論を唱えた記録は見当たらない。総督府が茶業者に求めた改善点は一貫して「品質向上、不正防止、合理化」を軸とした産業の「近代化」である。これを具体化するための環境整備が前述の規則施行並びに検査所・販売所の設置であった。公会も、当然ながら、総督府の意向に対して何らかの回答を用意する必要があった。一つは、1921年5月に製茶取締員を設置したことである。いま一つは、前出の「再製烏龍茶聯合販賣意見書」(1922年)による烏龍茶取引の改善であった。

製茶取締員の役割は、後に検査所に継承されるが、品質向上によって茶商が被る不利益が無いことから、公会が前向きに取り組めた課題と考えられる。更に言えば、検査所の検査は一回限りではない。検査不合格の茶であっても、再度調査して何度でも検査が受けられたのである⁸⁸⁾。ただし、実際に検査で問題になるのは烏

龍茶であって、下等な茶葉からでも良質な商品が製造可能であった包種茶は、深刻な問題ではなかった。一方、烏龍茶取引の改善は、前述の通り、商品取引における勘定方法を銀建から金建に改められた。台湾は既に金本位制を実施していたため、銀建での決済は金銀相場を立てる必要があり、それに伴う煩雑な計算が求められた。それ故、烏龍茶取引を金建決済に改め、その弊害を無くしたのである。

これらの公会による改善は、公会主流派である包種茶商には無関係、かつ不利益にならない事柄であり、総督府の意向に沿うという意味でも取り組みやすかったと考えられる。しかし、もう一つ考えねばならないことは、総督府が販売所を設置する前に金建決済を茶業に先行導入させたことである。販売所は農家から委託販売を請け負って、茶商に売り渡す機関である。その際の取引は正価正量と決められている⁸⁹⁾。従来まで支払は金100円を銀95円に換算、買取量は100斤を70斤に換算する等、買い手（茶商）に有利な取引慣習が用いられていた。販売所はこれらの取引方法（旧慣）を否定するものであり、容易に茶商が受け入れられるものではなかった。

つまり、金建決済とは、総督府が一連の茶業政策実施を念頭に置いた基礎作業として、販売所設置に先立って公会に取引改善を仄めかしたものと考えられる。旧来の商慣習で得られたであろう利益を放棄して金建に取引を改めると、茶商は不利益を被ってしまう。しかし、総督府の意向を正面から拒否できる材料はなかった。ここで矢面に立たされたのが烏龍茶商であった。包種茶の取引は、販売所設置以降も従来通り銀建であったため、販売所の正価正量（金建）決済とは相反するものである。従って、販売所を利用したのは専ら烏龍茶商であった可能性が

高い。それは、販売所が設置されてからも旧来の仲介業者が消滅せず、従来通りの流通経路が無くならなかったことから明らかである。

総督府が旧来の慣習を容認したまま販売所を設置しても、茶商の利用が皆無であれば失政の謗りは免れない。従って、まず烏龍茶取引だけでも総督府の意向に沿うように改善し、販売所を利用させるという「落とし所」を見出したのである。また、烏龍茶輸出業者である洋行は、長年の要求が実現することであるため、反対に回することは考えられなかったことも一因であろう。これらの思惑から上述の如き動きが導出されたと考えられる。

以上の考察から、総督府の一連の政策は、罰則を伴う強制力がなかったとも言える。検査所の検査に合格しなくても、あるいは取引に販売所を利用しなくても処罰されるような規定はどこにも明記されていない。この点からも総督府と公会の「微温的」な関係がうかがえる。総督府側は対茶業政策において失敗を避けたかったはずである。しかし、計画を事前交渉もなく強引に実行した場合、茶商の反発は必至であり、産業崩壊にも繋がりがかねない。そこで茶業の全面的改善ではなく、部分的改善の姿勢をとった。それが販売所設置による仲介業者排斥であり、茶商の動きそのものに干渉しなかった。

一方、公会は総督府の意向が茶商の既得権益を侵害するものであると認識していた。しかし、総督府の政策に異を唱えることは難しい。従って、公会の有力者（包種茶商）とは利害を異にする烏龍茶商側に負担を押し付けたのである。それが烏龍茶取引の金建実施であった。このように、総督府の関与が目に見える形で1920年代に現れたのは涂照彦氏が指摘する通りである⁹⁰⁾。しかし、公会は総督府に対して完全に盲従していたのではない。あくまでも包種茶商の

利害得失の範疇において行動し、公会の活動を規定していた。そして、総督府も公会の意図を完全に否定してまで強権的に茶業の近代化政策を推し進めようとはしなかった。公会による取引改善が烏龍茶業のみに留まり、包種茶業に及ばなかった点を批判して改善勧告を出していないことからそれは明らかである。その意味では、総督府による検査所および販売所の設置と、それらに対する公会の反応は、官民双方の利害が錯綜した中で見出された「妥協」の結果であったと言える。

むすびにかえて

以上、公会の設立経緯とその活動を概観してきた。ここでは冒頭で述べたように、公会が台湾茶業に如何なる影響を与えたのかについて言及し、むすびにかえたい。まとめとして言えば、公会は台湾植民地化の産物であると言えよう。日本植民地期台湾における茶業の展開で、大きな転機は烏龍茶主流の流れが包種茶主流に変化したこと⁹¹⁾、華商主導によって展開した茶貿易が台商主導による貿易に変化したこと⁹²⁾が挙げられる。

この二つの転換は公会と深い関係がある。烏龍茶から包種茶へ輸出商品の主力が移行するのは1920年代である⁹³⁾。しかし、単価は1910年代から既に包種茶が烏龍茶よりも高く、1910年代から1920年代は包種茶業の上昇期と位置づけられる。それに伴い、輸出市場も米国（烏龍茶）から東南アジア（包種茶）へと変化した。清末以来、主導的に活動した茶商は烏龍茶商であり、当時興隆しつつある包種茶商は新興商人であった。包種茶商の勃興を仕掛けたのが郭春秧であり、郭に率いられた新興の包種茶商による主導権奪取の動きが、任意組合という「共有

空間」を出現させた。更に、包種茶商が中心となって公会を設立することで、より包種茶業に重きを置く流れを決定付けた。また、この時期台湾茶業は、従来対岸（廈門）経由で輸出されていた流通構造を台湾から直輸出する形態に再編されている。すなわち、対岸廈門との関係が弱まったのであり、それに加えて烏龍茶輸出が減少していったため、従来の華商は進退の選択を迫られたことは疑いない。

他方、包種茶輸出においては、消費者かつ取引相手である在東南アジア華僑との連携が必須であり、その橋渡しを担ったのが郭春秧であった。すなわち、包種茶業において茶商が生き残るためには、公会に参加して郭春秧等と協調することが「合理的」な判断であった。言い換えれば、東南アジアへの包種茶輸出を拡大させた茶商達は、公会に参加することで、郭春秧からノウハウを学んだのである。そして、1920年代に在東南アジア華僑との連携を台商独自に行い得ようになったことが、台商の勢力拡大に拍車をかけた。台商が直接東南アジアに支店を持ち、自力での輸出を可能にしたのである⁹⁴⁾。

前節まで述べてきたように、公会の設立は、その後の台湾茶業の方向を決定付ける転機となったのであり、当時の茶商（包種茶商）が如何なる意図を有していたかを如実に反映させていた。要するに、公会は総督府との関係を深める茶商の動向を体現した存在であった。その背景には新興茶商である包種茶商の勢力拡大志向が見られ、自らの発展のために総督府を利用したのである。ただし、この事例をもって「台湾人」の従属的側面を強調することはできない。

陳朝駿は、郭春秧ほどではないが、公会設立時から初代会長として少なからぬ影響を茶業に与えた。しかし、陳朝駿の言動は、必ずしも総督府の意向と一致していたとは言い難い。茶業

の改善振興策について、陳朝駿は総督府の見解の鸚鵡返しに徹している。そして、茶業の改善振興策は根本的に「総督府の指導と援助」⁹⁵⁾が必要と述べていることから、自律的に公会主導で旧慣改善に取り組む意志を有していたかどうか疑わしい。実際に、陳朝駿は公会設立当初から「旧慣の改善は困難」⁹⁶⁾であり、包種茶の販路拡張は「茶商の独力」⁹⁷⁾であったと評している。これは、陳朝駿が旧来の慣習に則った包種茶商の活動に肯定的であったことを示している。従って、陳朝駿が総督府の唱える旧慣改善に積極的賛意を表明していなかったことの証明とも言えよう。

ただし、それは包種茶業に関する領域のみの話であり、烏龍茶業については総督府の改善策を実行した。要するに、実質的には自己（包種茶商）の利益確保に全力を注いだのである。包種茶商は、公会を通して、利益拡大のために補助金や品質検査を総督府財政で賄わせる等、総督府を最大限に利用し、総督府からの困難な要求（旧慣の改善）に対しては、自己の利害と無関係な烏龍茶商の商慣習改善を進めて総督府への回答とした⁹⁸⁾。このような動きの中に包種茶商の持つ独善性がうかがえる。また、総督府も茶業の全面的な「近代化」を強要せず、公会の対応を是とした。なぜなら、烏龍茶商の商慣習改善によって、総督府の対茶業政策の「目玉」の一つである販売所の運営が可能となったからである。従って、公会は包種茶商の既得権益を守り、総督府は烏龍茶商の商慣習改善という成果を引き出したことで妥協点を見出した。それ故、公会は台湾の植民地化がもたらした、「台湾人」と日本の関係を表す一つの象徴的存在でもあったと言えるのである。

注

- 1) 河原林直人『近代アジアと台湾』世界思想社、2003年。
- 2) 本稿で云う「台湾人」は、台湾籍を有する者を指す。従って、外国に本拠を構える者も対象に含み得るが、原則的には台湾に本拠を置いて定住している者を想定している。
- 3) 林滿紅「印尼華商、台商與日本政府之間：日治初期台商的東南亞經貿活動（1895-1919）」中央研究院東南亞區域研究計畫東南亞研究論文系列七、1997年。
- 4) その後、1937年に「同業組合臺灣茶商公會」、1944年には「臺灣茶商公會」に名称が変更された。
- 5) 同業組合臺灣茶商公會編『組合沿革史』同公會、1938年。
- 6) 公会に関して言及したものは、前掲書『沿革史』の他に、范增平『台灣茶業發展史』（台北市茶商業同業公會、1992年）、林章恩「臺灣茶業公會」（『臺灣新社會』第1卷第3期、1948年）、臺北市茶商業同業公會編『臺北市茶商業同業公會會史』（同公會、2000年）、許賢瑤編訳『日治時代茶商公會業務成績報告書（1917-1944）』（国史館、2008年）がある。他に未見であるが、台北市茶商業同業公會編『台北市茶商業同業公會沿革概略』（同公會、1981年）がある。
- 7) 茶郊永和興は委員制を採り、組長は置かれなかった。なお、当時の委員は、李切、陳瑞星、陳瑞禮、陳大珍、呉文秀等である。前掲書『沿革史』11頁。
- 8) 粗製濫造・不純物の混入防止は勿論、製造に携わる茶工の福利厚生や専門技術教育まで提供していた。范增平前掲書『台灣茶業發展史』197-200頁。
- 9) 林章恩前掲「臺灣茶業公會」28頁参照。
- 10) 臺灣總督府殖産局『臺灣茶業調査書』1930年、55頁。
- 11) 同上。
- 12) 良徳茶行主呉文秀は泉州出身で、美時洋行に勤務した経験を持つことから、烏龍茶を扱う茶商であったと推測できる。莊永明『臺北市文化人物略傳』（臺北市文獻委員會、1997年）、古月「日

- 據時期北臺列紳傳（一）」『臺北文物』第4巻第1期、1955年、76頁）参照。
- 13) 郭春秋（1859年福建省生）はオランダ領東インドに本拠を置く華僑であり、1888年の渡台以来、台湾包種茶の東南アジア輸出に最も大きな貢献を成した人物である。郭春秋に関しては林滿紅前掲「印尼華商、台商與日本政府之間……」に詳しい。
- 14) 陳朝駿は台北、厦門、爪哇に支店を持つ大茶商である。臺灣銀行總務部調査課『臺灣茶業ノ現在及改善策』1917年、68頁。
- 15) 会長は郭春秋、陳瑞星、呉文秀、陳瑞禮、陳大珍、陳朝駿が歴任した。范增平前掲書『台灣茶業發展史』201頁。
- 16) 元文山茶行大連支店長王進益翁の発言より。「大稲埕耆老座談會記錄」『臺北文獻』直字99期、1992年、11頁。
- 17) 河原林直人「領台初期における茶業を巡る商人の角逐—郭春秋商標登録事件と「近代化」—」（松田吉郎編著『日本統治時代台湾の経済と社会』（晃洋書房、2012年）所収）参照。以下、この項についての記述は、断りを入れない限り、本稿による。
- 18) 谷ヶ城秀吉『帝国日本の流通ネットワーク—流通機構の変容と市場の形成—』日本経済評論社、2012年。
- 19) 「郭春秋叙勲ノ件」（国立公文書館『叙勲裁可書 大正8年 叙勲卷3 内国人3』アジア歴史資料センター A10112866800）
- 20) 拙稿前掲「領台初期における茶業を巡る商人の角逐」参照。
- 21) 「台湾籍」は、厳密には日本国籍と異なる。植民地台湾では旧慣を廃止しなかったため、国籍に関しても清朝のそれを継承していた。それ故、二重国籍の状態も違法ではなかったのである。
- 22) 工藤裕子「ジャワの台湾籍民—郭春秋の商業活動をめぐる—」『歴史民俗』3、2005年。
- 23) 水返脚出身。父親の代から英棉茶商に携わり、烏龍茶業において巨額の富を得る。古月「日據時期北臺列紳傳（二）」『臺北文物』第5巻第2・3期、1957年、69頁。臺灣銀行總務部調査課『臺

- 湾烏龍茶ノ概況並同茶金融上ノ沿革』1912年、29頁。
- 24) 厦門出身。主に東南アジアへの輸出を行っていた。古月前掲「日據時期北臺列紳傳(一)」77頁。
- 25) 公会創立時の会員名簿中、「良徳號」の商號で呉文秀と陳朝駿の二名が同時に掲載されている。良徳號は呉文秀が設立した茶館であるが、なぜ陳朝駿の名が併記されているのか不明である。陳朝駿は、別に彼の持つ茶館として「永裕號」が確認できる。前掲書『沿革史』29-32頁。前掲書『臺灣茶業ノ現在及改善策』68頁。
- 26) 1910年代の記録は無いが、陳朝駿晩年の取引高をみると、最大取引高が郭春秋、第二位が陳朝駿であった。1923年現在で2万箱以上の取引を行い得たのは、この兩名のみである。臺灣總督府茶檢査所『第一年報』1924年。
- 27) 元文山茶行大連支店長王進益翁の御教示による。
- 28) 「接創立當時の會員名簿……一百三十四家の茶行及茶棧等來參加在內。其營業者大部分は省籍人士」李騰嶽「大稻埕茶業的今昔」『臺北文物』第2卷第3期、1953年、29頁。
- 29) 烏龍茶の主要輸出市場であったアメリカで米西戦争による戦時税が導入され、更に粗悪茶輸入防止政策が実施されたことが理由である。茶業組合中央會議所『日本茶業史』1914年、12、137頁。前掲書『臺灣烏龍茶ノ概況並同茶金融上ノ沿革』18頁。
- 30) こうした事態に対する総督府の姿勢については、拙稿「台湾總督府と台湾商人の經濟合理性・再考：1910-20年代を中心に」(『名古屋学院大学論集』(社会科学編)第43巻第3号、2007年)を参照されたい。
- 31) 領台初期における総督府の対茶業政策については、拙稿「台湾總督府の茶業関与—領台初期茶業を巡る認識と政策—」(『龍谷大学經濟学論集』第45巻第3号、2005年)を参照されたい。
- 32) それによると、誤字訂正が最も多く、当時は日本語での文章作成に相当な苦勞を要した様がある。前掲書『沿革史』16-17頁。
- 33) 同上、16頁。
- 34) 同上。
- 35) 番莊とは烏龍茶再製茶館である。
- 36) 舖家とは包種茶再製茶館兼包種茶輸出商である。
- 37) 引用資料にある「高點者」は、役員選挙による投票数の多い者を指す。これは、資本力の強い包種茶商に有利になると思われる(次注参照)。
- 38) 前出の王進益翁の御教示による。舖家(包種茶館)とは異なり、番莊(烏龍茶館)の数は全く不明である。その理由は、彼らが直接輸出を行わず、台北で洋行に卸すためであり、記録上は輸出業者(洋行)の数しか判明しないからである。また、一般的に、舖家の資本力に比して3割以下程度と言われる番莊が、舖家と同等の公会運営資金の負担を行い得たとは考えにくい。両者の負担金には格差が存在していた可能性が高い。従って、負担金の多寡によって、投票の数が異なったかどうか不明であるが、王進益翁の言に従えば、影響力の違いはあったと考えられる。
- 39) 「現下茶商は多く不在のため之が設立の手續上尠からざる手数を要するのみならず、傍ら不便の事情有之候」前掲書『沿革史』13頁。
- 40) 同上。
- 41) 曾迺碩「清季大稻埕之茶業」『臺北文物』第5巻第4期、1957年、99-116頁参照。
- 42) 臺灣協會『臺灣協會會報』第7號、1899年、36頁。
- 43) 蘇樹林は水返脚出身の台商である。1897年に息子と共に紳章を授与されている。古月前掲「日據時期北臺列紳傳(二)」69頁。
- 44) 李春生は厦門出身。1861年から茶販売を行う。1865年から愛利士、寶順、和記洋行の買弁を歴任し茶貿易に従事した。李明輝『李春生の思想與時代』正中書局、1995年。
- 45) 曾迺碩前掲「清季大稻埕之茶業」99-116頁参照。
- 46) 林滿紅前掲「印尼華商、台商與日本政府之間……」17-22頁。
- 47) 拙稿前掲「領台初期における茶業を巡る商人の角逐」参照。
- 48) 『臺灣茶業月報』は後の機関紙『臺灣之茶業』へと引き継がれる。
- 49) 実際は定款変更による改組と思われる(次注参照)。再設立としたのは、その際に一旦解散届を総督府に提出し、再度設立許可を得ていたから

- である。台北茶商公會『臺灣茶業月報』第1號、1912年1月、1-3頁。(以下、『臺灣茶業月報』を『月報』と略す)
- 50) おそらく、地方行政区画(台北県から台北庁)の変更に伴う組合管轄修正のための規約変更であったと推測される。これは、台北庁令第10號によって台北県令第16號を廃止し、組合管轄区域を再指定しているからである。同上、2-3頁。
- 51) 陳朝駿の会長(後に組合長)在任期間は、公会設立の1915年から1923年7月に病死するまでの8年間である。その後は陳天來が2代目組合長となる。臺北茶商公會『臺灣之茶業』(以下、『茶業』と略す)第7卷第3號、1923年9月、39-40頁。
- 52) 『月報』第5號、1912年6月、6頁。
- 53) 任意組合幹事長の陳玉露が爪哇で客死した記事が掲載されている。爪哇へ赴いた目的は定かでないが、販路拡張の目的であった可能性が強い。ちなみに後任の幹事長に就任したのが陳朝駿である。『月報』第6號、1912年10月、1頁。
- 54) 『月報』第14號、1913年4月、4-5頁。
- 55) 『月報』第11號(1913年1月)及び第23號(1913年12月)。
- 56) 「烏龍茶市況ハ……三井物産ノ輸出茶取扱數量ハ昨年約五萬箱ヲ仕向ケ優ニ有力ナル一洋行ヲ凌駕スルノ勢力ヲ占メタルニ反シ本年ノ買取り及ヒ仕向ケハ頗ル不進ノ狀態ニアルノミナラス其他内地商ノ商狀ニ至リテハ烏龍茶市場ニ於テ存在スラ認メラレサルカ如キ極メテ沈靜ノ觀ヲ現象セリ」『月報』第19號、1913年8月、1頁。
- 57) 烏龍茶は内地での拓殖博覧会(1912年9月開催)に喫茶店を設置することで宣伝を行っているが、目的は「台湾茶」の宣伝とされており、烏龍茶の知名度を利用する形になっている。『月報』第7號、1912年11月、1-2頁。
- 58) 創刊号が現在の台北市茶商業同業公會に保存されているが、閲覧は叶わなかった。その他、1917年度の『茶業』は存在しているかどうか不明。
- 59) 『茶業』第2卷第5號、1919年9月、51-52頁。
- 60) 堤林は、郭春秧の下で勤務した後に蘭印で独立開業した実業家。スマラン茶商公会でも役員となっており、長らく郭春秧と行動を共にした人物である。前掲書『近代アジアと台湾』参照。
- 61) 前掲書『沿革史』37頁。
- 62) 『茶業』第3卷第1號、1920年1月、75-76頁。
- 63) 同時期に支那茶も禁輸の解禁を嘆願したが、許可されなかった。結果的に包種茶商は禁輸措置撤廃によって莫大な富を得るのである。同上。『茶業』第3卷第2號、1920年3月、61頁。
- 64) 前掲『茶業』第2卷第5號、52頁。
- 65) 公会独自の政策は見られず、烏龍茶需要地に於ける台湾銀行の調査による見解(紅茶の混合用としての烏龍茶販売に転換)を踏襲したに過ぎない。前掲『茶業』第3卷第1號、38-45頁。
- 66) この時期の台湾茶貿易の状況は、拙著前掲書『近代アジアと台湾』を参照されたい。
- 67) 『茶業』第4卷第2號、1920年8月、25頁。
- 68) 同上、57-58頁。
- 69) 同上、58-59頁。
- 70) 同上、60頁。「再製烏龍茶聯合販賣ノ要領」参照のこと。
- 71) 差し当り、熱帯産業調査會『茶業ニ關スル調査書』臺灣總督府殖産局特産課、1935年、21頁を参照のこと。
- 72) 前出の王進益翁の御教示による。
- 73) 顧問(1名)月給100円、書記(4名)内1名は月給25円、他3名は24円。しかし、これらの月給を1年分合計すると、2364円となり、『沿革史』(34頁)の金額とは合致しない。
- 74) ただし、その効果は疑問である。この項目は職員(顧問・書記)の年末慰労金と合わせた金額200円が計上されている。その内職員への慰労金を差し引くと、残りは僅か3円しかない。前掲書『沿革史』34頁。
- 75) 元中華民國經濟部商品檢驗局茶葉品質檢驗官張慶氏の御教示による。
- 76) また、公会設立後、相次いで總督府及び台湾銀行から茶業に関する調査書が出されている。推測の域を出ないが、同業組合化したことで茶業に関する情報が当局に提出された可能性がある。
- 77) その調査項目は、各地域の台湾茶取引商人の慰問、各国茶の集散状態並に台湾茶との関係、販路拡張上の研究、爪哇への公会支部設置に関す

- る協議等が挙げられる。前掲書『沿革史』55-57頁。
- 78) 京都宇治の出身。1899年に来台し、茶業に従事。台北州協議会員、総督府評議員、台北商工会長等を歴任した実業界の有力者である。王一剛「日籍紳商人物誌」『臺北文物』第2巻第4期、1954年、87頁。
- 79) 前掲『沿革史』36頁。なお、三好徳三郎と辻利茶舗に関しては、伝記である田中一二編『三好徳三郎』（同書編纂所、1940年）、波形昭一編著『民間総督三好徳三郎と辻利茶舗』（日本図書センター、2002年）の他、財団法人台湾協会編『台湾引揚史 昭和二十年終戦記録』（同協会、1982年、169-170頁）に触れられている。
- 80) 三好徳三郎が如何なる動機で沖繩市場を開拓したのか不明であり、公会の活動による成果とは断言できない。むしろ、公会員個人の活動による成果と見なすべきであろう。
- 81) 『月報』第10号、1912年12月、1-2頁。
- 82) 『茶業』第5巻第7号、1921年12月、45頁。
- 83) 『茶業』第4巻第5号、1920年12月、26頁。
- 84) 『茶業』第5巻第1号、1921年1月、35頁。
- 85) 臺灣總督府殖産局『臺灣の茶業』1937年、58-59頁。
- 86) 実際には、内地人主導の組織の設立を目論んだものであった。それは、逆説的に、台湾茶業において内地人の置かれた状況を反映している。前掲『茶業』第5巻第7号、21-23頁。津久井誠一郎『臺灣茶業ノ發展ニ就テ』1921年、20頁。
- 87) 『茶業』第4巻第4号、1920年11月、17頁。
- 88) 王進益翁の証言による。
- 89) 『臺灣茶共同販賣所と其事業』著者・発行年ともに不明、8頁。
- 90) 涂照彦「植民地経済における民族土着資本の動向と地位 戦前台湾の農村高利貸資本の動きに焦点を合せて」『長崎県立国際経済大学論集』第2巻第1号、1977年。
- 91) 前掲書『近代アジアと台湾』を参照のこと。
- 92) 林滿紅前掲「印尼華商、台商與日本政府之間」が台商の勢力拡大を詳細に考察している。
- 93) 1920年代の台湾茶業に関しては前掲書『近代アジアと台湾』を参照されたい。
- 94) 同上参照。
- 95) 前掲『茶業』第2巻第1号、27-28頁。同前掲第3巻第1号、6-9頁。
- 96) 前掲『茶業』第2巻第1号、27-28頁。
- 97) 前掲『茶業』第4巻第2号、8-10頁。
- 98) 陳朝駿は、1923年7月に会長職のまま病死する。彼の死に際して、政府は正七位を贈った。郭春秧と同様に、叙勲の事実から「台湾人」たる陳朝駿と日本との距離がうかがえる。また、生前に陳朝駿が主張した茶業改善策の遺稿を見ると、「烏龍茶取引の悪習」を批判し、「包種茶の爪哇に於ける金融円滑化」の実現を述べている（前掲『茶業』第7巻第3号、11-15、39-40頁）。ここに烏龍茶業の抑圧と包種茶業の振興という、公会の行動原理が如実に表れているのである。